

第36回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和5年5月26日(金) 午後3時58分
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和5年5月26日(金) 午後3時58分
2. 閉会時間 令和5年5月26日(金) 午後4時44分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 18名

2番 坂本 文子	3番 鳥田 誠吾	4番 佐藤 幸平
5番 西森 博昭	6番 片山 定幸	7番 大川 徳昭
8番 宮崎 光男	9番 大町 信広	10番 吉田 徳成
11番 吉田 政信	12番 平野 晋	13番 吉田 昭浩
14番 吉田 幸春	15番 永田 充	16番 片山 久和
17番 廣瀬 光徳	18番 森 誠	19番 村里 枝美子
5. 欠席委員者の数 1名

1番 北浦 守金

6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 12名

安中 北尾 謙一郎	中央 稲田 俊夫	杉谷 堀川 邦夫
三会 榊 廣	三会 田上 富安	三会 林田 了星
東空閑 本田 正典	高野 吉田 純弘	高野 吉田 和久
池田 松本 良二	釘崎 太田 武春	戸田 林田 靖仁
7. 報告事項

報告第1号	農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
報告第2号	使用貸借解約通知書について
8. 議案

第1号議案	農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
第2号議案	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第3号議案	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第4号議案	非農地証明願について
第5号議案	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
第6号議案	農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について
第7号議案	農地利用最適化推進委員の内定について
第8号議案	令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価及び 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表(案)について

午後3時58分開会

議長（会長代理）

皆さん、こんにちは。ただ今より、第36回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、1番 北浦 守金 委員は所要のため欠席と連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、17番 廣瀬 光徳 委員、18番 森 誠 委員を指名します。

議長（会長代理）

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページから4ページに記載のとおりで、13件 34筆 24,070.76平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号 使用貸借解約通知書について報告します。

議案集5ページから6ページに記載のとおりで、3件 22筆 20,520.63平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長（会長代理）

ただ今の報告に対して、ご質問等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長代理）

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番及び2番は関連がありますので、一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番及び2番について説明します。

この案件につきましては、第1号議案の1番の申請地と第1号議案の2番の申請地を交換するための申請であることから一括して上程し、審議頂きたいと存じます。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、1番に記載のとおりで、畑 1筆 1,814平方メートルを交換するための申請です。

取得後の耕作面積は、8,066.03平方メートルで、農機具は、トラクター 1台、マルチはり 1台、管理機 2台、軽トラック 2台、キャリー 2台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

また、2番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ 2番に記載のとおりで、畑 1筆1,334平方メートルを交換するための申請です。

取得後の耕作面積は、10,763平方メートルで、農機具はトラクター 1台、コンバイン 1台、耕運機 1台、キャリー 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番及び2番について報告します。

1番の譲受人は30年の農作業歴があります。本人、妻、父、母と4人で農業を営んでおり、申請地も含め、水稻、人参、白菜を作付けし、通作距離は自宅から徒歩5分ということで、問題なしとみております。

また、2番の譲受人は40年の農作業歴があります。本人、妻、子の3人で農業を営んでおり、申請地も含め、水稻、白菜、人参を作付けし、通作距離は自宅から車で約2分ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番及び2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長（会長代理）

ご意見等がありませんので、まず第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長（会長代理）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案の2番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長（会長代理）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について説明します。

3番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、3番に記載のとおりで、田 1筆 448平方メートル、畑 1筆 390平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、2,674平方メートルで、農機具は、トラクター 1台、耕運機 3台、テラー 2台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

ただ今の説明に関連して、事務局より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の譲受人は5年の農作業歴があります。本人、妻と2人で農業を営んでおり、申請地も含め、水稻、じゃがいも、人参を作付けし、通作距離は自宅から50メートルということで、問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長代理）

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長代理）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番を上程し

ます。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番について説明します。

4番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、4番に記載のとおりで、畑 1筆 500平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、14,583.3平方メートルで、農機具は、耕運機 1台、トラクター 1台、コンバイン 1台、収穫機 1台、草刈機 1台、トラック 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

ただ今の説明に関連して、事務局より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の譲受人は35年の農作業歴があります。本人と子の2人で農業を営んでおり、申請地も含め大根を作付けし、通作距離は自宅から車で約10分ということで、問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長代理）

ご意見等がありませんので、第1号議案の4番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長代理）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の5番について説明します。

5番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、5番に記載のとおりで、畑 1筆 211平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、4,998平方メートルで、農機具は、消毒機 1台、草刈機 1台、耕運機 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

（……委員）

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の5番について報告します。

5番の譲受人は農作業経験があり、申請地も含め、本人と妻と2人でゆずを作付けすることです。

申請地は自宅の隣接地ということで、問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長代理）

ご意見等がありませんので、第1号議案の5番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長代理）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の5番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は、議案集8ページ、1番に記載のとおりで、申請地1,104平方メートルにおい

て、木造2階建共同住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

（……委員）

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は農地、南側及び西側は道路となっております。

切土造成し、擁壁を設け、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長代理）

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長代理）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

使用借人及び使用貸人は、議案集9ページ、1番に記載のとおりで、申請地243平方メートルを借り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長代理）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

（……委員）

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地及び宅地、東側は道路、南側及び西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長代理）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長代理）

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長代理）

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集9ページ、2番に記載のとおりで、申請地299平方メートルを譲り受け、宅地造成して分譲販売したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長代理）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

（……委員）

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は道路、南側は宅地、西側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は水路放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長代理）

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長代理）

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

使用借人及び使用貸人は、議案集9ページ、3番に記載のとおりで、申請地476平方メートルを借り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地区域外で、市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は道路、南側は山林、西側は農地となっております。

現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長代理）

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長代理）

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について説明します。

賃借人及び賃貸人は、議案集9ページ、4番に記載のとおりで、申請地1, 696平方メートルを借り受け、大型トラック置場用地及び重機置場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用区域外で、市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は道路、東側は鉄道用地、南側は宅地、西側は雑種地となっ

ております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の4番について、ご意見等はありませんか。
（「なし」という発声）

議長（会長代理）

ご意見等がありませんので、第3号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長（会長代理）

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。
次に、第4号議案 非農地証明願いの1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集10ページ、1番に記載のとおりで、昭和58年月日不詳頃から、宅地として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

（……委員）

第4号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は農地、南側は水路、西側は道路となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長 (会長代理)

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長 (会長代理)

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第4号議案 非農地証明願いの2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集10ページ、2番に記載のとおりで、平成7年8月12日頃から、宅地として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 (会長代理)

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第4号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側及び南側は農地、西側は道路となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 (会長代理)

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長 (会長代理)

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長（会長代理）

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第4号議案 非農地証明願いの3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

申出人は、議案集10ページ、3番に記載のとおりで、平成10年月日不詳頃から、宅地として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

（……委員）

第4号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は道路、東側及び南側は農地、西側は道路となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長代理）

ご意見等がありませんので、第4号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長代理）

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案の3番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。

農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集11ページから19ページに記載のとおりで、耕作権の新規設定 22件 75筆 59,613.39平方メートル、耕作権の再設定 14件 39筆 30,875平方メートルです。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集20ページに記載のとおりで、1件 1筆 1,261平方メートルです。

合計 37件 115筆 91,749.39平方メートルです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長代理）

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長代理）

ご意見等がありませんので、第5号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長代理）

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）を承認することに決定いたします。

次に、第6号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）について説明します。

議案集の21ページから23ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、64筆、53,234.39平方メートルの農地について、島原市から農用地利用集積等促進計画（案）が提出されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に基づき農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するものです。

別添②、添付資料の1ページから2ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）の受け手の詳細について、記載しております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、13名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。
（「なし」という発声）

議長（会長代理）

ご意見等がありませんので、第6号議案は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請してよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長（会長代理）

ご異議がないようですので、第6号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。
次に、第7号議案 農地利用最適化推進委員の内定を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案 農地利用最適化推進委員の内定について説明します。

現推進委員の任期は令和5年7月19日までとなっており、実行組合をはじめ、広報しまばらやホームページ等で次期推進委員の推薦の依頼及び応募の募集を行ったところです。

推薦、応募の状況についてですが、別添③ 農地利用最適化推進委員候補者一覧表をご覧ください。定数19人に対し推薦18人、応募1人の計19人となっており、各地区とも定数と同じ人数の推薦、応募がっております。

新しい推進委員の内定は現農業委員会で行い、委嘱は次期農業委員会で行います。

議長（会長代理）

ただ今、説明があったとおり、推進委員候補者の審議を皆さんにさせていただくこととなりますので、事務局の説明を求めます。

事務局

推進委員の内定方法について説明します。

別添③ 推進委員の内定についての1ページと2ページ、島原市農地利用最適化推進委員候補者一覧表をご覧ください。推薦、応募を受けた者の情報として、候補者の氏名、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況を記載しております。また、その右側に推薦者の氏名、職業、推薦の理由を記載しております。

それぞれの候補者は、各地区の農事実行組合からの推薦又は応募であり、経歴、農業経営の状況においても、推進委員に適任と判断しても差し支えないものと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。
（「なし」という発声）

議長（会長代理）

ご意見等がありませんので、島原市農地利用最適化推進委員候補者一覧表のとおり内定してよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長（会長代理）

ご異議がないようですので、第7号議案 農地利用最適化推進委員の内定については、候補者一覧表の19人を内定することとし、改選後の農業委員会へ内定報告をすることに決定いたします。
次に、第8号議案 令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価及び令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第8号議案 令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価及び令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について説明します。

これは、農林水産省経営局長通知に基づき、最適化活動の点検、評価、公表を行うものです。別添資料④の1ページをご覧ください。

まず、委員等の活動の点検・評価についてですが、1の（1）は、最適化活動の実施状況として、活動日数、活動内容の実績を記載しております。

1の（2）は、成果目標の達成状況として、農地集積、遊休農地の解消、新規参入者への農地貸付け等の同意面積を記載しております。

そして、1の内容に基づき、2農業委員会による点検・評価の評語を記載しております。

次に、2ページをご覧ください。この別紙様式5の令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）につきましては、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、ホームページ等により公表することとなっています。

主要な内容を説明いたします。

2ページは、令和5年4月1日現在の農業委員会の体制、農家・農地等の概要を記載しております。

3ページをご覧ください。担い手への農地の集積につきましては、③実績で集積面積が1,209haで、目標に対する達成状況が99.4パーセントとなっております。

4ページをご覧ください。遊休農地の解消につきましては、③実績で解消面積が1.5haで、目標に対する達成状況が75パーセントとなっております。

新規参入の促進につきましては、5ページ③実績で貸付け等について公表した面積が15.6haで、目標に対する達成状況が205.3パーセントとなっております。

最適化活動の活動実績につきましては、5ページから6ページに記載のとおりです。

令和4年度の業務が計画どおり運営できましたことは、農業委員、農地利用最適化推進委員皆様のご協力の賜物と感謝しているところです。この場を借りまして、厚くお礼申し上げます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（会長代理）

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長代理）

ご意見等がありませんので、第8号議案を承認することに決定して、よろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長代理）

ご異議なしと認めます。よって、第8号議案、令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価及び令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）は承認することに決定いたします。

議長（会長代理）

以上で、第36回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第36回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 4時44分 閉会